

別表第1（第2条第1項関係）

（1）補助対象となる市民活動の分野

ア	防犯・防災に関する活動
イ	福祉・健康に関する活動
ウ	環境・美化に関する活動
エ	子ども・青少年に関する活動
オ	文化・スポーツに関する活動
カ	地域まちづくりの推進に関する活動（ア、イ、ウ、エ、オの活動以外）

（2）区長が指定する活動分野

全ての地域活動協議会について（1）に掲げる、ア、イ、ウの分野を指定する。

別表第2（第2条第2項関係）

（1）活動費補助金の補助の対象となる経費

経費区分	内容等
1 報酬	・補助事業に直接従事する有償ボランティア等への報酬 （役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないものは不可） ・1人1時間あたり大阪府最低賃金以内の経費 （雇用、有償ボランティア等形態は問わない）
2 報償費	・講師謝礼等（謝礼金の基準は、大阪市のものを準用）
3 啓発物品費	・啓発物品、参加賞等 （1人500円を上限とする。ただし、単に支給を目的とするようなものでなく、配付をすることにより活動実施に係る効果が向上するなどの必要性が認められるもの）
4 食糧費	・事業に直接関係ある会議用、接待用の茶菓 ・高齢者食事サービス事業にかかる食事代 ・事業従事者スタッフ用食事代 ※ 茶菓代は1人1回あたり200円を超える部分、食事代は1人1回あたり800円を超える部分及びアルコール類は補助対象から除く。
5 備品購入費	・複数年にわたり使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるものの購入経費等が5万円以上のもの
6 委託料	・事業実施に伴う委託料（ただし、事業全体を委託する場合を除く）

7 その他経費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等 ・コピー用紙、コピー代、プリンターインク、文房具等事務用品、食材費、材料費、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5万円未満の図書）等購入経費等 ・事業実施のために使用する物品 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD 等の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、5万円未満とする。） ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など） ・自動車等を使用した活動（青色防犯パトロール等）にかかる燃料費 ・資料、文書、パンフレット、チラシ、ポスター、冊子等の印刷経費等 ・事業実施に伴う電気代、ガス代、水道代等 ・安全安心にかかる防犯灯にかかる電気代、備品等の修繕費用等 ・小規模修繕費（建物及びその敷地内の付属設備等の維持・保存・修繕費） ・郵便料、電話代、プロバイダ経費、運送費等 ・事業実施に伴う保険料、ボランティア保険料 ・手数料 ・会場借上げ経費等 ・他団体と協働で実施する事業の負担分 ・事業実施に必要な講習会等の参加費 ・自動車の自動車税、軽自動車税、自動車重量税 ・災害時等に需要が想定される必要最低限の物品等購入経費 ・その他市長が認めるもの
---------	--

（2）活動費補助金の補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金を超える部分の報酬
啓発物品費	・啓発物品、参加賞等のうち、1人あたり500円を超える部分

食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分、食事代で1回あたり800円／人を超える部分、アルコール類
委託料	事業全部の委託にかかる経費
その他	交際費、他の団体への助成金又はそれに類するもの

別表第3（第2条第4項関係）

（1）運営費補助金における補助の対象となる事業

各種会議の運営事務	・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務（ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。）
活動の実質的な実施主体間の調整事務	・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整 ・他地域の地域活動協議会との連絡調整 ・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約	・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 ・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示
その他庶務	・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務 ・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理 ・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること） ・地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理 ・その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）

（2）運営費補助金における補助の対象となる経費

経費区分	内容等
1 報酬	・事務員への報酬のうち、1人あたり大阪府最低賃金以内の経費（雇用、有償ボランティア等形態は問わない）
2 報償費	・講師謝礼等（謝礼金の基準は、大阪市のものを準用）
3 食糧費	・会議用、接待用の茶菓 （茶菓代は1人1回あたり200円を超える部分、アルコール類は補助対象から除く）

4 備品購入費	・地域活動協議会の運営に必要であり、複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるものの購入経費等が5万円以上のもの
5 委託料	・事業実施に伴う委託料（ただし、事業全体を委託する場合を除く）
6 その他経費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等 ・コピー用紙、コピー代、プリンターインク、文房具等事務用品、材料費、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5千円以下の図書）等購入経費等 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD などの機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、5万円未満とする。） ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など） ・資料、文書、パンフレット、冊子等の印刷経費等 ・事務所維持運営に伴う電気代、ガス代、水道代等。 ・備品等の修繕費用等 ・小規模修繕費（建物及びその敷地内の付属設備等の維持・保存・修繕費） ・郵便料、電話代、プロバイダ経費、運送費等 ・各種保険料 ・事務所経費等、地域活動協議会の運営に係る議事等に使用するための会場借上げ経費等 ・収入印紙代等 ・地域活動協議会の運営に有効な資格・技能等習得のための講習会等の参加費 ・その他市長が認めるもの

（3）運営費補助金における補助の対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金を超える部分
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分 ・アルコール類
委託料	・運営事務の全部に伴う委託

(様式第 1 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額	(活動費補助金) 金	円
	(運営費補助金) 金	円
	(合 計) 金	円

(2) 算出の基礎 別紙事業計画書のとおり

2 補助事業等の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 年間事業計画書及び収支予算書 (様式 1 - 1)
- (2) 事業別実施計画及び収支予算書 (様式 1 - 2)
- (3) 運営費補助金事業計画及び収支予算書 (様式 1 - 3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 その他

補助事業に関する事業効果やアンケート等の効果測定の方法及び事業にかかる広報の方法等を明記したものを添付すること

(様式第 2 号)

大阪市指令西淀 第 号
年 月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西淀川区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付することとしたので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額	(活動費補助金) 金	円
	(運営費補助金) 金	円
	(合 計) 金	円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、不適切な会計処理を行い、又は政治的活動と認められる活動や法令若しくは公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 11 条に規定する実績報告をすること。
- (7) 補助事業者が地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第 4 条第 1 項の認定を取り消されたときは、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- (8) その他、規則、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱及び西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第 3 号)

大西淀 第 号
年 月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西淀川区地域活動協議会補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第 4 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった西淀川区地域活動協議会補助金の交付決定について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

大阪市指令西淀	第	号
年	月	日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西淀川区地域活動協議会補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

(様式第 7 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 8 号)

大阪市指令西淀	第	号
年	月	日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西淀川区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の補助事業の中止・廃止を承認したので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

(様式第 9 号)

大阪市指令西淀
年 第 号
月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西淀川区地域活動協議会補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 5 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第 10 号)

大阪市指令西淀 第 号
年 月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した西淀川区
地域活動協議会補助金について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 8 条第 2 項
の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第 11 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額	(活動費補助金) 金	円
	(運営費補助金) 金	円
	(合 計) 金	円

2 精算内容

補助金の交付決定額	金	円
補 助 金 支 出 額	金	円
差 引 剩 余 額	金	円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績・効果 (別紙 1)

4 添付書類

- (1) 年間事業実施報告書及び収支決算書 (様式 1 1 - 1)
- (2) 事業別実施報告収支決算書 (様式 1 1 - 2)
- (3) 運営費補助金収支決算書 (様式 1 1 - 3)
- (4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (5) 補助事業の実績・効果 (補助事業の効果が検証できるもの)
- (6) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿又は活動日誌等
- (7) 財産目録の写し

(様式第 12 号)

大西淀 第 号
年 月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した西淀川区
地域活動協議会補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、西淀川区地域
活動協議会補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額	(活動費補助金)	金	円
	(運営費補助金)	金	円
	(合 計)	金	円

(様式第 13 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

西淀川区地域活動協議会補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	(活動費補助金) 金	円
		(運営費補助金) 金	円
		(合 計) 金	円
	支出額	(活動費補助金) 金	円
		(運営費補助金) 金	円
		(合 計) 金	円
	差引剰余額	(活動費補助金) 金	円
		(運営費補助金) 金	円
		(合 計) 金	円

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 14 号)

大阪市指令西淀 第 号
年 月 日

様

大阪市長

西淀川区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した西淀川区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、西淀川区地域活動協議会補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由